平成３０年（フ）第３５７号
東京都練馬区高松１丁目30―11
債務者　三本　実歩
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　友香
4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６８号
東京都品川区西大井２丁目23―18―302
債務者　松田　　聡
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　真哉
4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６９号
東京都八王子市上野町２―２―303
債務者　今泉　秀一
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　崇
4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９号
鳥取県鳥取市西町２丁目415番地２、旧住所　鳥取県鳥取市湖山町北１丁目553番地
債務者　ｈａｉｒ’ｓてーてーむにーこと　濵田　　剛
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本美恵子
4　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月７日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３６２号
北海道亀田郡七飯町大川２丁目27―１　プラドール大川203、住民票上の住所北海道北斗市東浜２丁目31番１号　リージャストマンションふぁいぶ102号室
債務者　安倍　芽依（旧姓水島）
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第７号
函館市川原町２番24号　ルーベデンス川原壱号館　202号室
債務者　青山　　哲
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１１０号
岐阜県海津市南濃町山崎268番地４
債務者　古川　幸代
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第４号
福岡県行橋市大橋３丁目２番３―303号
債務者　枝木　　実
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第８号
福岡県築上郡築上町大字湊282番地１
債務者　岩﨑　信弥
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３７２号
千葉県八街市八街い233番地194
債務者　伊藤　博美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３９５号
千葉県四街道市下志津新田2545番地100（スバルハイツ102）
債務者　豊田　眞大
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８７４号
川崎市川崎区大島１丁目２番13号　室橋荘201
債務者　中村　誠一
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０７１号
名古屋市瑞穂区雁道町３丁目６番地の８
債務者　石原　直美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１５４号
名古屋市名東区藤森西町1802番地の２
債務者　酒田　初美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３２号
名古屋市天白区向が丘２丁目1101番地　第２尾崎ビル505号
債務者　増田香菜子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４２号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目31番15号
債務者　中野　照美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係